

# 第3次 滑川市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



令和3年3月

滑川市

## 《目 次》

第1章 背景 .....	1
第2章 計画の基本的事項	
1 目的 .....	3
2 対象とする範囲 .....	3
3 対象とする温室効果ガス .....	5
4 計画期間 .....	5
5 基準年度 .....	5
6 温室効果ガス排出量の算定方法 .....	6
第3章 これまでの取組と温室効果ガスの排出等の状況	
1 旧実行計画について .....	7
2 取組結果 .....	7
第4章 目標と基本方針	
1 基準年度における温室効果ガス総排出量 .....	10
2 温室効果ガスの削減目標 .....	10
3 その他地球温暖化に関連する取組（配慮項目） .....	11
第5章 目標達成に向けて実施すべき取組	
1 省エネルギー対策の推進 .....	12
2 省資源対策の推進 .....	13
3 業務の効率化 .....	14
4 グリーン購入の推進 .....	14
5 施設等の設計、管理に当たっての配慮 .....	15
6 環境教育の推進 .....	15
第6章 計画の推進・点検体制等	
1 計画の推進体制 .....	16
2 職員に対する啓発等 .....	18
3 計画の取組状況の点検・評価及び見直し .....	18
4 公表 .....	18

## 第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、国内においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加と考えられており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

地球温暖化防止に関する国際的な動きとしては、平成27年9月の国連サミットにおいて、2030年までに達成すべき17の国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、目標の一つに気候変動に具体的な対策を講じることが挙げられました。

同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

国内では、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）が制定され、国、地方自治体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28年には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度に温室効果ガス排出量を平成25年度比で26.0%減とする中期目標が定められました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらに、令和2年10月には、菅総理大臣が所信表明で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

当市においては、温対法第21条第1項に基づき、平成23年に「地球温暖化対策滑川市役所実行計画」、平成28年には「第2次滑川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市が行う事務及び事業に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減に取り組んできました。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

省 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

省 略

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 目的

第3次滑川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第3次滑川市実行計画」という。）は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、滑川市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2 対象とする範囲

第3次滑川市実行計画の対象範囲は、市（本庁及び出先機関を含めた組織）が行う事務・事業及び管理する施設（指定管理者を指定した施設等を含む）とします。

ただし、指定管理者制度施設を除き、外部への委託等により実施する事務・事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

課名	適用施設	指定管理者等に協力を求める施設
企画政策課	なし	
総務課	なし	
財政課	本庁舎	市民会館(大ホール、コミュニティホール、茶室)、市営駐車場、市営駐輪場、市民交流プラザ
税務課	なし	
市民課	市民健康センター	
生活環境課	ストックヤード、火葬場、工場排水監視施設	
福祉介護課		ゲートボール場、陶芸の館、シルバーワークプラザ、浜加積地区福祉センター
商工水産課	SOHOセンター	サン・アビリティーズ滑川、産業研修センター、漁民センター
観光課 海洋資源振興課		ほたるいかミュージアム、タラソピア、アクアポケット
農林課		農村環境改善センター、農村研修センター

課名	適用施設	指定管理者等に協力を求める施設
まちづくり課	定住促進住宅等	
公園緑地課	公園施設	東福寺野自然公園、運動公園野球場
建設課	防災センター、スノーステーション、河川管理施設、道路照明施設、消融雪施設	
上下水道課	上水道施設、下水道処理施設、農業集落排水処理施設	
議会事務局	なし	
会計課	なし	
学務課	小学校、中学校、学校給食共同調理場、教育センター	
生涯学習課	博物館、図書館、子ども図書館、生涯学習センター、中央公民館、地区公民館、働く婦人の家、青志会館、文化財体験学習施設	青雲閣
スポーツ課		小中学校屋外運動場夜間照明施設、総合体育センター、下梅沢テニスコート、スポーツ・健康の森公園（KENKO DOME 含む）、みのわテニス村、フットボールセンター富山、千鳥スキー場
子ども課	保育所、児童館	

※上記については、令和元年度末時点における施設であり、今後変更の可能性がります。

### 3 対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、次の表のとおり温対法第2条第3項で規定されている7種類とします。このうち、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、滑川市における活動実績に該当せず、また把握が困難なため、対象から除外します。

種 類	主な発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料の燃焼、電気の使用、木や紙、プラスチックの焼却など
メタン（CH <sub>4</sub> ）	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵、自動車の排ガスなど
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	家畜排せつ物の微生物の分解過程や自動車の排ガスなど
ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの	冷凍機器、空調機器の製造工程、自動車エアコンの使用など
パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの	半導体の製造工程など
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	変圧施設の電気機械器具の製造、使用など
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体の製造工程など

### 4 計画期間

第3次滑川市実行計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、計画開始から5年後の令和7（2025）年度に中間評価を行います。また、国の動向や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととします。

### 5 基準年度

第3次滑川市実行計画の基準年度は、旧計画では平成26年度を基準としてきましたが、平成28年度に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスの基準年度は平成25年度とします。

## 6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定については、次のとおり各温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算し算定します。

### 温室効果ガスの総排出量

$$= (\text{各温室効果ガスの排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \text{の合計}$$

(各温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算する係数)

活動量

(燃料使用量、電気使用量など)

×

排出係数

(単位当たりの温室効果ガス排出量を算定する係数)



### 第3章 これまでの取組と温室効果ガスの排出等の状況

#### 1 旧実行計画について

計画期間：平成28年度から令和2年度

基準年度：平成26年度

対象範囲：市（本庁及び出先機関を含めた組織）が行う事務・事業及び管理する施設（指定管理者を指定した施設等を含む）

削減目標：基準年度比で

温室効果ガス総排出量を6%削減

水道使用量及びコピー用紙購入量を5%削減（配慮項目）

#### 2 取組結果

##### (1) 温室効果ガス排出量

活動の種類			排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )		増減率
			平成26年度 (基準年度)	令和元年度 (計画4年目)	
燃料の使用	自動車	ガソリン	64,988	56,702	▲12.8%
		軽油	19,479	20,021	2.8%
	冷暖房	灯油	284,063	205,571	▲27.6%
		A重油	67,403	48,773	▲27.6%
	その他のボイラー	灯油	939,210	804,083	▲14.4%
		A重油	147,695	146,320	▲0.9%
		その他	4,330	2,448	▲43.5%
	LPガス		85,128	116,866	37.3%
電気の使用量			7,745,788	5,620,954	▲27.4%
自動車の走行量			2,597	2,255	▲13.2%
生活排水処理量			181,792	203,375	11.9%
自動車エアコンの使用			1	1	0.0%
合計			9,542,474	7,227,369	▲24.3%

令和元年度（計画4年目）では、温室効果ガスの排出量は基準年度比で24.3%の減少となりました。主な要因として、電気使用量に対する二酸化炭素排出係数の減少が挙げられます。電力会社が火力発電から再生可能エネルギー（水力、風力、太陽光、バイオマス）による発電方法にシフトしているため、基準年度0.630から0.462となり、同じ電気の使用量だとしても約26.7%の二酸化炭素排出量削減とな

ります。

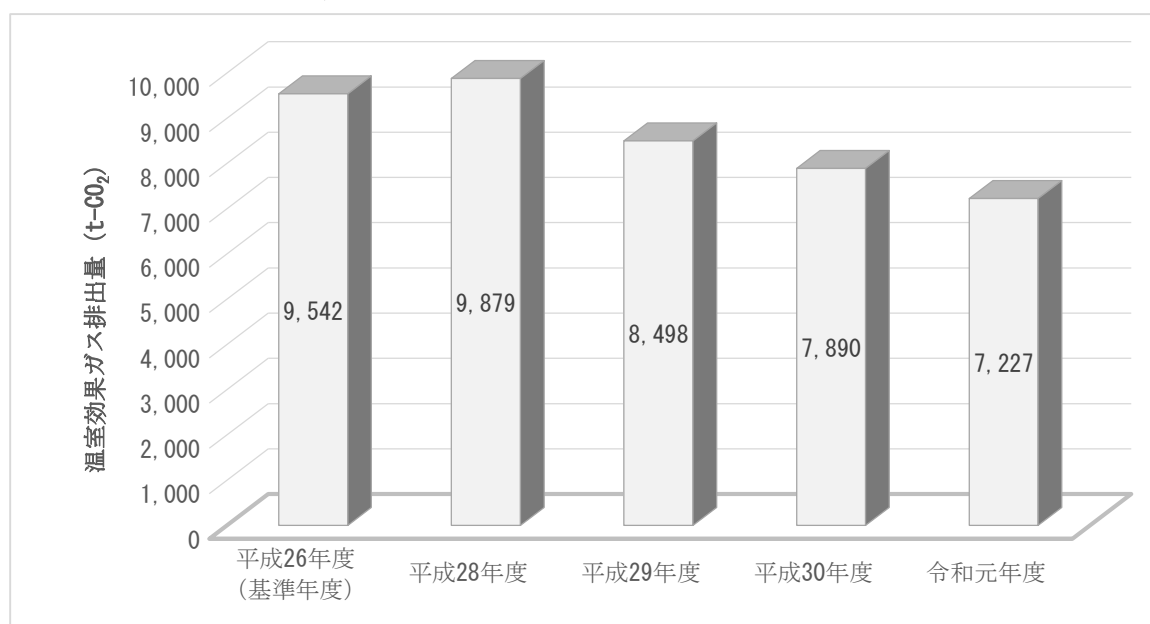
なお、計画の最終年度となる令和2年度には、温室効果ガスの削減率が32.6%になる見込みです。

## (2) 温室効果ガス別の排出量と割合

温室効果ガスの種類	令和元年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	7,020,238	97.14%
メタン (CH <sub>4</sub> )	65,243	0.90%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	141,887	1.96%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	-	-
合 計	7,227,368	100.00%

温室効果ガスの種類の内訳をみると、総排出量のほとんどを二酸化炭素が占めていることがわかります。

## (3) 温室効果ガス総排出量の推移 (平成28年度～令和元年度)



旧計画期間中 (平成28年度～令和元年度) における温室効果ガス総排出量は、平成28年度は新児童館の開館や下水道の整備が進んだことによる総排出量の増加があったものの、その後は一貫して減少傾向にあるといえます。

(4) その他地球温暖化に関連する取組

活動の種類		平成 26 年度 (基準年度)	令和元年度 (計画 4 年目)	増減率
水道使用量 (m <sup>3</sup> )		131, 191	139, 068	6. 0%
コピー用紙の購入量 (枚)	A3	87, 000	85, 500	▲1. 7%
	A4	2, 625, 500	2, 577, 500	▲1. 8%
	B4	25, 000	22, 500	▲10. 0%
	B5	12, 500	7, 500	▲40. 0%
	計	2, 749, 500	2, 693, 000	▲2. 1%

※コピー用紙の購入量は本庁舎分を対象とし、学校などの出先機関は含めていません。

令和元年度における水道使用量は、施設利用者の増加や猛暑の影響により、基準年度比で 6. 0%の増加となりました。

令和元年度におけるコピー用紙の購入量は、用紙使用量の把握・管理や職員ポータルの有効活用によるペーパーレス推進により、基準年度比で全種類の用紙購入量が減少し、合計では 2. 1%の減少となりました。

## 第4章 目標と基本方針

### 1 基準年度における温室効果ガス総排出量

基準年度（平成 25 年度）における温室効果ガス総排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガスの種類	平成 25 年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	9,874,241
メタン (CH <sub>4</sub> )	93,990
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	137,212
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	-
合計	10,105,443

※ 今回、策定にあたり、指定管理者を指定する施設の一部については、平成 25 年度時の温室効果ガス排出量の把握が困難なため、平成 26 年度時の温室効果ガス排出量を代わりに用いています。また、基準年度時に対象としていた消防施設分は一部事務組合となったため対象から除外しています。

### 2 温室効果ガスの削減目標

第 3 次滑川市実行計画の削減目標は、旧計画における達成度や「地球温暖化対策計画」を踏まえ設定する必要があります。

令和元年度の温室効果ガス総排出量は 7,227,368 kg-CO<sub>2</sub> であり、基準年度である平成 25 年度における温室効果ガス総排出量と比較して約 28.5%削減されたこととなります。

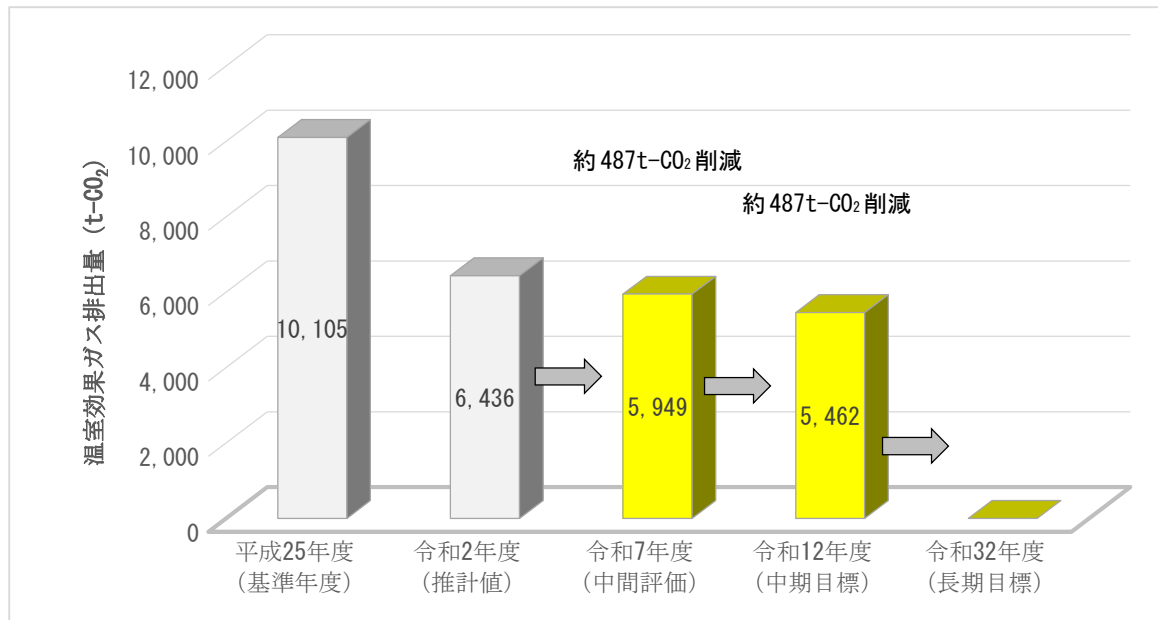
内閣総理大臣による 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの宣言を踏まえ、2013 年から 2050 年までの 37 年間で 10,105,443 kg-CO<sub>2</sub> の温室効果ガスを削減する場合、平均すると年間約 273,120 kg-CO<sub>2</sub> の削減が必要となることから、本市では下表のとおり目標を設定します。

	2013（平成 25）年度 （基準年度）	2030（令和 12）年度 （中期目標）	2050（令和 32）年度 （長期目標）
温室効果 ガス排出量	10,105,443kg-CO <sub>2</sub>	5,462,403kg-CO <sub>2</sub>	排出実質ゼロ
削減率	—	45.9%	100%

※ 排出実質ゼロとは、温室効果ガスの排出量削減に取り組んだ結果、なお残る排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。

この中期目標を達成するためには、2020（令和2）年度から、毎年約97.4t（CO<sub>2</sub>換算）の温室効果ガスを削減する必要があります。

温室効果ガス総排出量の推移（令和3年度～令和12年度）



### 3 その他地球温暖化に関連する取組（配慮項目）

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）では、事業者はエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減することが目標に掲げられています。この目標を考慮し、直近の年度を基準年度として令和3年度から令和12年度までの10年間で基準年度比10%の削減を目標設定します。

活動の種類		令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	増減率
水道使用量 (m <sup>3</sup> )		139,068	125,161	▲10.0%
コピー用紙の購入量 (枚)	A3	85,500	76,500	▲10.5%
	A4	2,577,500	2,322,500	▲9.9%
	B4	22,500	20,000	▲11.1%
	B5	7,500	5,000	▲33.3%
	計	2,693,000	2,424,000	▲10.0%

※コピー用紙の購入量は本庁舎分を対象とし、学校などの出先機関は含めていません。

## 第5章 目標達成に向けて実施すべき取組

第3次滑川市実行計画の目標を達成するため、市民サービスの質に影響を与えない範囲で、温室効果ガスの抑制等に配慮した具体的な取組を次のとおり定めます。

### 1 省エネルギー対策の推進

#### (1) 自動車燃料使用量の削減

##### 【庁用車】

- ① 電動車などの環境性能の高い車の導入を推進する。
- ② 庁用車台数の見直しを適宜行う。
- ③ 庁用車はエネルギー効率が落ちないように、適切に整備しておく。
- ④ 不必要な荷物は積まない。
- ⑤ エアコンの使用は控えめにする。
- ⑥ 急発進・急加速はしない。
- ⑦ 庁用車走行ルートの合理化を図る。
- ⑧ 同一方向に行く場合は、庁用車の相乗りに努める。
- ⑨ 近距離の移動の際は、徒歩や自転車を利用し、庁用車の利用を控える。
- ⑩ 使用量の把握・管理を徹底する。

#### (2) 冷暖房用燃料使用量の削減

##### 【冷暖房】

- ① 空調の温度管理を適切に行う（室温冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に）。
- ② クールビズ、ウォームビズにできるだけ長期間取り組む。

#### (3) 電気使用量の削減

##### 【電気、電気製品】

- ① 夜間や休日等の職員が出勤しないときは、支障がない範囲で待機電力にせず主電源オフ又はコンセントを抜く。
- ② 新規に購入する際には、エネルギー消費の少ないタイプの製品を購入する。
- ③ 給湯器の温度調整を徹底する。
- ④ 私用での電気製品の使用を原則禁止する。
- ⑤ 使用量の把握・管理を徹底する。

### 【照明】

- ① 必要のない照明はこまめに消灯する。
- ② 使用していない部屋やトイレなどは消灯を徹底する。
- ③ 明るさが十分な窓際などは業務に支障のない範囲で消灯する。
- ④ 夜間や休日は、未使用スペースの消灯を徹底する。
- ⑤ 採光のため、窓の前にはなるべくものを置かない。
- ⑥ 照明器具は適宜清掃し（ホコリなどを取り払い）、明るさを保つ。
- ⑦ 昼休み、業務時間外については必要な部分以外は消灯する。
- ⑧ 照明灯の新規購入の際には、原則、LED照明とする。
- ⑨ 使用時間の少ない廊下やトイレ等について、人感センサーの導入を検討する。
- ⑩ 定時前後は必要のない場所は積極的に消すようにする。

## 2 省資源対策の推進

### (1) 紙類使用量の削減

#### 【用紙】

- ① コピー機やプリンターはこまめに点検を行い、両面印刷や裏紙の使用を徹底する。
- ② 会議資料の簡素化、共有化に努める。また、ペーパーレス会議の取組を図る。
- ③ パソコンでの印刷時には unnecessary な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから印刷する。
- ④ 職員ポータル等の社内LANの活用によりペーパーレス化に努める。
- ⑤ コピー・プリンター用紙は、原則として全て再生紙とする。
- ⑥ 使用量の把握・管理を徹底する。

### (2) 水道使用量の削減

#### 【水の使用】

- ① 節水に努める。
- ② トイレの水は何度も流さない。
- ③ 定期的に水濡れ点検を行う。

### (3) ごみ排出量の削減とリサイクルの推進

#### 【廃棄物量の削減、リサイクル（4Rの推進）】

- ① ごみになるものをなるべく持ち込まない。
- ② 使用済封筒を連絡用等に再利用する。
- ③ 分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。
- ④ 簡易包装製品、詰め替え可能製品の選択、購入を徹底する。
- ⑤ ファイリング用品の再利用に努める。
- ⑥ 個人用ごみ箱の撤去を徹底する。
- ⑦ マイはし運動を推進する。
- ⑧ 備品、消耗品などの購入時には、納入業者に梱包材の引き取りを求める。
- ⑨ リサイクルボックスを活用した分別を徹底する。
- ⑩ 備品等については、適正な利用を心がけて長期の使用に努める。
- ⑪ 職員ポータル等を活用し、供覧や回覧で済む文書はコピーや配布をしないよう努める。

### 3 業務の効率化

- ① 事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。
- ② ワーク・ライフ・バランスを推進する。

### 4 グリーン購入の推進

#### (1) 環境負荷の少ない製品やサービスの積極的選択

##### 【グリーン購入】

- ① 環境配慮製品の情報を収集し、全職員が常時閲覧できるようにしておく。
- ② 文房具をはじめとする物品は、グリーン購入法に適合したものを購入する。
- ③ リサイクルが可能な製品の購入に努める。
- ④ トイレットペーパーはリサイクル品を購入する。

#### (2) 環境負荷の少ない建築・工事材料の積極的選択

- ① リサイクル資材の利用を促進する。
- ② 廃棄物の少ない施工方法の採用に努める。



## 5 施設等の設計、管理に当たっての配慮

- ① 省エネルギー型の空調設備等の購入に努める。
- ② 建築物の配置や構造の工夫により省エネルギー化に努める。
- ③ 太陽光発電設備の導入に努める。
- ④ 太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用促進に努める。
- ⑤ 合理的な水利用に努める。
- ⑥ 断熱性の向上に配慮する。
- ⑦ 深夜電力の活用に配慮する。
- ⑧ 再生資材の利用に配慮する。
- ⑨ 敷地の緑化等に配慮する。
- ⑩ LED照明への切り替えを促進する。
- ⑪ リサイクル可能な建設副産物の再利用に努める。

## 6 環境教育の推進

### (1) 職員への環境教育

職員に対し、環境に関する情報の提供や、知識習得のための学習機会への参加を促す。

### (2) 職員の環境保全活動の実践

- ① 家庭での環境配慮行動（ごみの分別、省エネなど）に積極的に取り組む。
- ② 地域の環境美化活動に積極的に参加する。
- ③ 自転車や徒歩、公共交通機関での通勤に努める。
- ④ マイバッグでの買い物やマイはしでの外食を実践する。
- ⑤ エコドライブを実践する。

### (3) 市民の環境学習

- ① 環境配慮行動の普及啓発を図る。
- ② 学校での環境教育を推進する。

## 1 計画の推進体制

第3次滑川市実行計画の効率的、効果的な推進を図るために、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れた推進体制を構築し、計画の継続的な改善を目指すため、地球温暖化対策滑川市役所実行計画庁内推進会議を設置します。

### (1) 推進会議

推進会議は、副市長、教育長、各部長、会計管理者で構成し、計画の策定・評価・点検等の統括を担います。

### (2) 幹事会

幹事会は、各課・局・室長で構成し、推進会議へ提案や取組実績などの報告等を行います。また、推進会議からの指示のもと所属の環境推進員へ指示を行い、計画の推進に取り組みます。

### (3) 作業部会

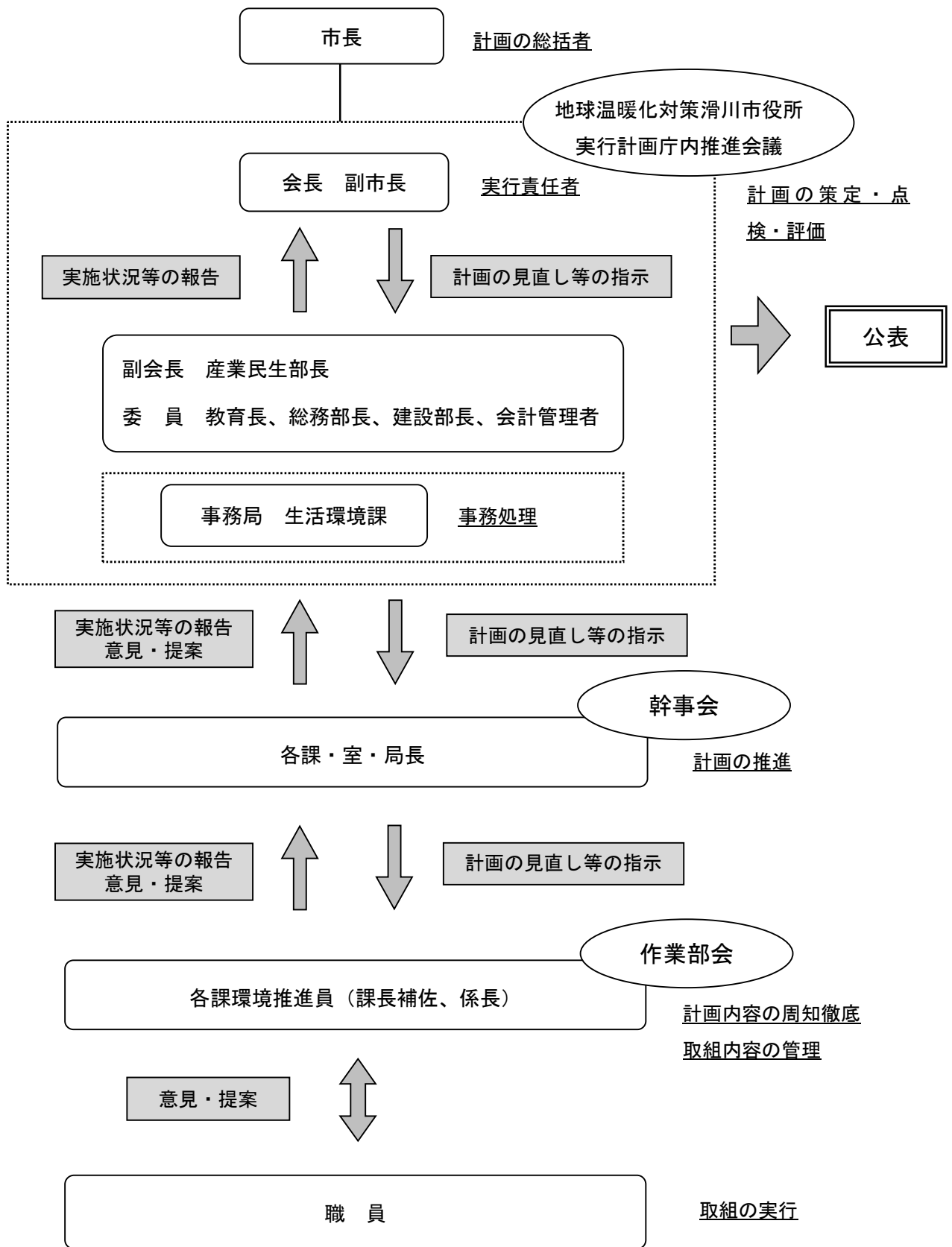
作業部会は、各課・局・室の環境推進員で構成し、各所属において計画の管理、周知の徹底を図ります。また、現場での意見を取りまとめ、幹事会へ提案や報告等を行います。

### (4) 職員

職員は、市民サービスの質に影響を与えない範囲で計画の目標達成のため積極的に取り組めます。

### (5) 事務局

事務局は生活環境課に置き、本計画に係る事務を処理します。

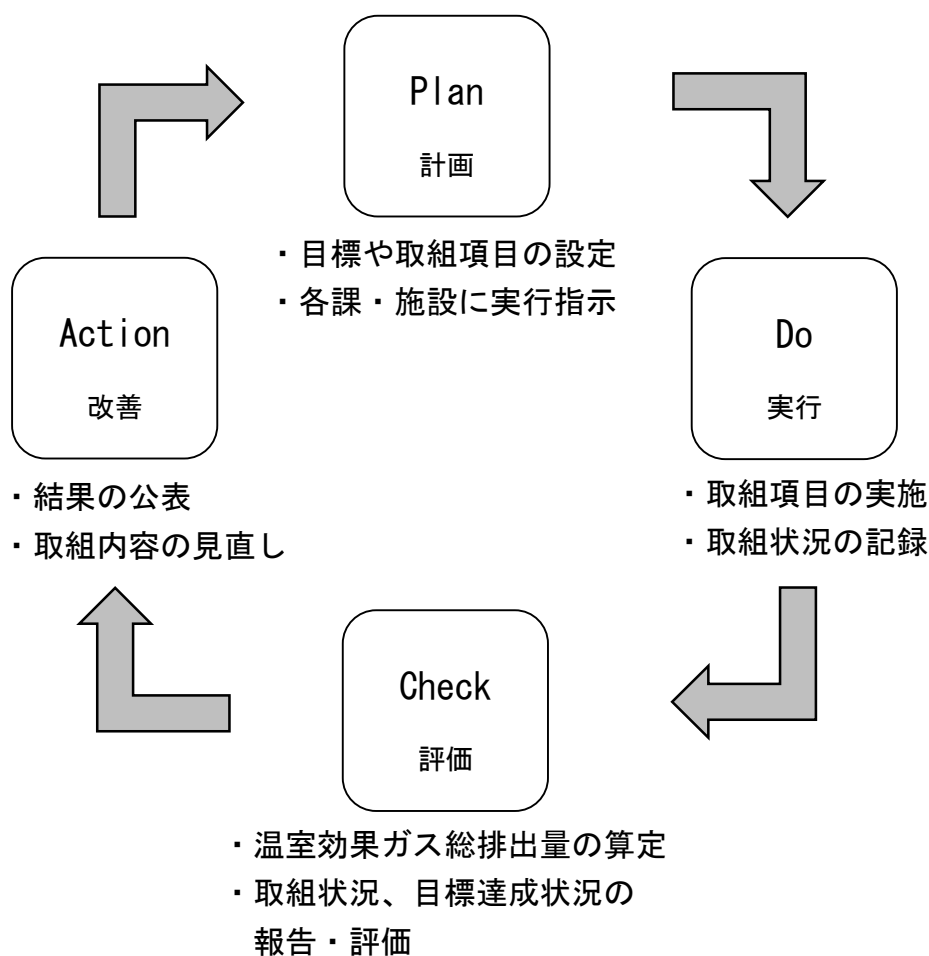


## 2 職員に対する啓発等

事務局は、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、職員に対して環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な援助を行います。

## 3 計画の取組状況の点検・評価及び見直し

事務局は、毎年の取組に対して下記のようなPDCAサイクルを用いて進捗管理に努めます。



## 4 公表

第3次滑川市実行計画の内容や進捗状況は市のホームページで公表します。

改訂履歴

令和3年3月 策定

令和6年3月 一部修正